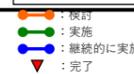


施策名	実施主体	施策内容	進捗状況	現在までの進捗状況	施策実施に係る課題	課題への対応方針 今後の予定	スケジュール																	
							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15以降							
1. 氾濫をできるだけ防ぐための対策																								
①-1	小潤井川の改修	富士土木	・河川整備計画に基づく河川整備を国道津田橋から国道錦橋まで実施する。	実施中	・平成24年度に策定した河川整備計画に基づき、80m ³ /s（10年に1回程度発生すると想定される規模の洪水）を流すことのできる河川へ改修する。 ・令和5年度までに国道津田橋の架け替えとその上流側約110mの河道拡幅が完了。 ・令和6年度は市道柳田橋の下部工を施工。	・河川を横断する工作物（橋、取水堰、ライフライン、架空線等）が多く、河道拡幅時に支障となるため、これらを移設するための調整や工事多くの時間や費用が必要となっている。	・令和7年度は、柳田橋の上部工と柳田橋上流右岸側の護岸約50mを施工予定。																	
①-2	道路整備事業による調整池の設置	富士土木	・都市計画道路の建設に伴い調整池を設置する。 (本市場大洲線 傘木上工区、市道弥生線南側、小潤井川南側)	実施中	・新たな道路の整備に伴い、河川への流出量を調整するための貯留施設を整備している。 ・小潤井川南側の貯留施設は施工済み。現在市道弥生線南側（西）を施工中である。	—	・引き続き貯留施設の整備を進める。																	
		富士市 (道路整備課)		実施中	・新たな道路の整備に伴い、河川への流出量を調整するための貯留施設を整備している。 ・オープン式調整池(容量V=340m ³)は令和2年度工事で設置済。	—	・地下式(ボックスカルバート型)調整池(V=384m ³)は令和5年度、6年度工事(繰越)で設置。																	
①-3	公共施設における一時貯留の整備・検討	富士市 (河川課)	・公共施設等を活用し、雨水を一時的に貯留し、流出を抑制する施設整備や効果検証を行う。 (丘小学校、岳陽中学校)	検討中	・丘小学校、岳陽中学校の校庭貯留を計画的に整備するため、市の教育委員会及び財政部局と協議を行っている。 ・丘小学校の校庭貯留整備に向け、測量設計業務を実施している。(R7.3完了予定)	・授業や学校行事への影響が最小限となる計画とするため、各学校と年度計画を踏まえた協議が必要となる。	・各学校と施工時期・方法・範囲を協議し、影響が最小限となるよう実施する。																	
①-4	住居等の浸透施設の整備促進	富士市 (河川課)	・住宅等において、雨水を一時的に貯留する施設や、地下に浸透させる施設の設置を行い、下水道や河川への流出を抑制する。 (雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度の普及促進)	継続的に実施	・「広報ふじ」などによる周知活動に加え、令和5年からホームセンターでのパンフレットの配布を実施している。 ・住宅展示場、リフォームメーカーにパンフレットの配布を依頼した。 ・ラジオ番組(Radio-F)での制度の紹介や活用に関するPR活動を実施した。 ・伝法、丘地区での設置促進のため、パンフレットの全戸配布を実施した。	・住民に主体性をもって取り組んでもらえるよう、周知活動を行う必要がある。 ・設置者に対して、豪雨時の使用方法について適切な運用を行ってもらえるよう、助言等を行う必要がある。	・設置に向けた新たな周知活動を模索し実施する。 ・設置者に対して、豪雨時の使用方法について適切な運用を送付し、豪雨に備える適切な運用をお願いしていく。																	
①-5	小潤井川・伝法沢川・和田川の適切な維持管理	富士土木	・小潤井川・伝法沢川・和田川において、土砂堆積や植生繁茂等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理(浚渫・清掃・補修等)を行う。	継続的に実施	・小潤井川では、伝法沢川合流点及び合流点上流において、下流阻害となっている竹や樹木の伐採工事を実施。 ・また、小潤井川の緑橋下流右岸の護岸が、11月2日の豪雨により洗堀を受け破損したため、道路事業で発生した玉石等で埋め戻し、応急的な補修工事を実施した。(本復旧は河川改修工事にて実施予定)	・度々発生する洪水等により、上流から流出した土砂が堆積する。	・引き続き、河川パトロール結果や地元要望を踏まえ、優先順位の高い箇所から堆積土砂の撤去や樹木の伐採を実施していく。																	
①-6	準用河川や普通河川等の適切な維持管理	富士市 (河川課)	・準用河川や普通河川等において、土砂堆積や植生繁茂等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理(浚渫・清掃・補修等)を行う。	継続的に実施	・地区要望や河川の巡視により、土砂堆積等が発生している河川において、浚渫・清掃・除草を行った。(R6:清水川ほか) ・流下阻害となる草木の除去を実施した。 ・老朽化などで破損した河川の補修を実施した。	・河川状況を把握するための巡視等に係る人員確保が困難。	・引き続き、地元からの要望、河川巡視や現地調査により、浚渫を行うなどの適切な維持管理に努める。 ・適切な維持管理に必要な人員の確保を行う。																	
①-7	農業水路の適切な維持管理	富士市 (農政課)	・農業用水路において、土砂堆積やゴミ等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理(浚渫・清掃等)を行う。	継続的に実施	・香西新田地区の農業用水路は昭和60年頃より土地改良総合整備事業にて、富士市が整備した水路である。 ・水路内には土砂等の堆積はなく、地区内の排水は良好である。	—	・農業用水路の排水に支障となる障害物がないが、今後も監視を続ける。																	
①-8	道路の適切な維持管理	富士土木 (工事課)	・道路(県道・市道)側溝において、土砂堆積やゴミ等による流下阻害を解消するため、適切な維持管理(清掃等)を行う。	継続的に実施	・道路側溝については、道路パトロールや地元要望等において目立った土砂等の堆積は確認されておらず、適切に維持管理できている。 ・11月2日の豪雨で県道の法面が一部崩壊したため、復旧工事を実施中。	—	・必要な排水機能を確認するため、引き続きパトロール等で状況を確認しつつ、必要に応じて清掃等を実施する。																	
		富士市 (道路維持課)		継続的に実施	・弥生線や香西地区の側溝や暗渠管等の堆積した土砂の撤去を行った。	・状況を把握するための巡視等に係る人員確保が困難。	・引き続き、地元からの要望、道路側溝等の巡視や現地調査により、浚渫を行うなどの適切な維持管理に努める。 ・適切な維持管理に必要な人員の確保を行う。																	
①-9	貯留施設の適切な維持管理	富士土木	・公共施設等への貯留機能を確保するため、各調整池において適切な維持管理(清掃等)を行う。 (伝法沢調整池、吉原高校、市道弥生線北側、潤井川南側) (区画整理地内2号、香西新田、市道上中町中桁線北側、青葉台南)	継続的に実施	・伝法沢川・横堀川調整池では、必要な貯留機能を発揮できるよう、リモコン草刈り機を使用した除草やスクリーンの清掃を実施している。	・施設の規模が大きいため、草刈等維持管理に係る負担が大きい。	・リモコン草刈り機等の新しい設備を導入し、省力化を図る。																	
		富士市 (河川課) (道路維持課)		継続的に実施	・調整池の確認・点検及び清掃等を実施した。(R6.5、R6.9) ・堆積土砂の撤去を実施した。 ・香西調整池の施設点検・修理を実施した。	・調整池状況を把握するため、巡視等に係る人員確保が困難。	・引き続き、地元からの要望、巡視や現地調査により、浚渫を行うなどの適切な維持管理に努める。 ・適切な維持管理に必要な人員の確保を行う。																	
①-10	逆流を防止するための樋門等の適切な維持管理	富士市 (河川課) (農政課) (道路維持課)	・樋門等の逆流防止施設の既存施設の維持管理を行う。	継続的に実施	・出水期前に動作確認等の点検を行い、稼働時に正常な運転が行われているか確認を行っている。 ・施設の巡視・確認により、動作の支障となるゴミ等の堆積物除去を実施した。	・豪雨時に、施設の不具合による動作不良となった場合、対処が困難。	・日常的にシステムの確認を実施する。 ・故障時に対応できる業者を把握しておく。																	
①-11	農地の保全・維持 (流出抑制・湛水防除)	富士市 (農政課) [富士農林]	・優良農地を適切に維持・管理し、降雨による河川等への流出量を抑制する。 ・農地の湛水を軽減するため、台風等の豪雨が予想される際には事前取水の停止や事前排水等の運用方法を検討する。	継続的に実施	・香西新田地区の水田は、農家による継続的な耕作及び水田の適切管理により、流出抑制が図られている。	・適切な農地を保全するにあたり、農業の担い手の確保が必要である。	・引き続き、継続的な耕作のため、農業施設の保全や担い手の育成について支援していく。																	
①-12	森林の保全・維持 (浸透能力の向上)	富士市 (林政課) [富士農林]	・森林の整備・保全や治山事業により、水源涵養、土壌保全機能の向上、山地災害の防止を図り、雨水や土砂の流出抑制を促進する。	継続的に実施	・富士市森林整備計画に基づく、整備対象面積10,136haのうち令和5年度末時点での民有林間伐面積8,383ha完了。	・森林の整備を進めるにあたり、林業就業者の高齢化に加え、就業者の慢性的な不足が続いているため、新たな担い手の確保が喫緊課題である。 ・本市の人工林の多くが本格的な利用期を迎えているが、木材価格の低迷などにより森林整備が進んでいない。	・今後も、計画的に森林整備を推進し、雨水や土砂の流出抑制を促進するとともに、地域の安全性の向上を図る。 ・森林環境譲与税を活用して、私有林等の森林整備を推進し、森林資源の循環利用を図る。																	



【水災害対策プラン進捗管理（一覧表）】和田川・小潤井川・伝法沢川（3 / 3）

施策名	機関	施策内容	進捗状況	現在までの進捗状況	施策実施に係る課題	課題への対応方針 今後の予定	スケジュール												
							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15以降		
③-9 河川の水位観測器及び河川監視カメラの設置と観測情報等の提供	富士土木	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫や溢水が生じやすい河川に水位観測所を設置し、出水時の水位監視を行う。 ・水位観測の情報を速やかに住民に伝達する方法について検討する。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・和田川、小潤井川、伝法沢川には、水位計と河川監視カメラが設置されている。 ・水位計及び監視カメラの情報は、「SIPOS-RADAR」で公開している。 ・水位計及び監視カメラは、毎年専門業者による点検を実施している。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き水位計や監視カメラが常に機能するよう点検等維持管理を行う。 													
	富士市 (河川課)		継続的に実施				<ul style="list-style-type: none"> ・県で公表しているカメラや水位計により、河川情報の情報取得をお願いしている。 ・水害ハザードマップの学習面における情報収集法を紹介し、自身での情報取得をお願いしている。R6年度は内水ハザードマップを作成し掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身での情報取得を推奨しているが、今後も事前避難の対応等について理解を得ていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位等の確認方法について、地区と連携し確実に周知していく。 ・浸水被害が想定される際に、避難や浸水抑制対策などの事前対応について理解と協力を求めていく。 										
③-10 主要幹線道路の冠水情報提供体制構築	富士土木	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路における車の水没や、通行止めに伴う交通渋滞の発生を抑制するため、冠水状況をカメラにて監視し、SNS等にて道路規制情報の提供を行う。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度において、和田川、小潤井川、伝法沢川流域内にある県道においては、冠水による交通規制や交通渋滞は発生していない。 ・市道弥生線の監視カメラ(R4設置)を活用し冠水状況を監視している。 ・降雨時の道路規制情報を市公式SNSで発信している。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・冠水による交通規制が発生した場合は、SNS等を活用し、速やかに情報発信していく。 													
	富士市 (道路維持課)		継続的に実施				<ul style="list-style-type: none"> ・市道弥生線の監視カメラ(R4設置)を活用し冠水状況を監視している。 ・降雨時の道路規制情報を市公式SNSで発信している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道弥生線は、主要幹線道路であるため、冠水状況の確認と雨の予報等を参考にしながら、交通規制を実施する判断を行う必要がある。 ・冠水状況の変化が早く、業者への連絡した後の対応が間に合わない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天気予報などで情報収集を行い、交通規制を実施する協力業者に対して資材の事前準備を依頼する。 ・日頃から県等との連携体制を整え、災害に備える。 	1台設置									
③-11 土のうステーション整備・運営	富士市 (河川課)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等からの溢水を緊急的に抑制するため、住民等が即時使用できる土のうを常備する「土のうステーション」の設置、運営(土のう数の確認、補充等)を行う。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の浸水被害を鑑み、地区と協議しながら、水防団と地区住民が共用で使用する土のう置き場を設けている。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の土のう置き場の適正な維持管理を行うとともに、必要に応じて新たな土のう置き場の設置を地区と協議する。 													
③-12 備蓄資材の拡充、水防倉庫の改修・整備、土のう作成等の訓練実施	富士市 (河川課) [防災危機管理課]	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄資材の洗い出しを行い、必要資材や数量が不足する場合の補填を行う。 ・水防資材を保管する水防倉庫の設置や改修を行う。 ・出水時に迅速、的確に対応できるよう、関係機関で水防訓練を実施するとともに、住民や企業等の訓練を支援する。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・水防分団倉庫内の資機材点検を適宜行うとともに、資材等の不足が確認された場合には、随時補充等を実施している。 			<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の浸水状況を踏まえた設備への更新を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防分団倉庫内の資機材点検を適宜行うとともに、資材等の不足が確認された場合には、随時補充等を実施している。 											
③-13 自治会・水防団による防災訓練の実施	富士市 (河川課) [防災危機管理課]	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団・自主防災会・自治会等との連携により、水防工法の習得や連絡体制の強化を図り、地域の防災力を向上させる。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう作成等の指導活動について、各地区の自主防災会からの要望を受けながら、水防分団に地域防災訓練への参加を依頼した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各地区の自主防災会からの要望などを受けながら、水防分団に地域防災訓練への参加を依頼する。 													
③-14 緊急排水用ポンプの運用	富士市 (河川課)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地域における内水を緊急的に排除するため、水防団等が排水用ポンプで県及び市管理河川への排水を行う。 	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市の他部署で保有する、汎用可搬式排水ポンプを借用し、緊急排水の訓練を実施した。 			<ul style="list-style-type: none"> ・水位変動が早い場合、地区によっては即応体制を構築する必要がある。 ・ポンプでの放流先がない地区の浸水においては、復旧のための対応であることを周知する必要がある。 ・汎用可搬式排水ポンプの運用における課題(質量・能力等)解消について、支援業者等との協議を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区や業者と協議・連携をして、ポンプの運用方法を確立していく。 											

● : 検討
● : 実施
● : 継続的に実施
▼ : 完了